

那須塩原市DX推進戦略

Nasushiobara City DX Promotion Strategy

- Version 1.1 -



目 次

1 策定の背景と趣旨	2
2 目指すべき姿	3
3 基本方針	4
4 戰略の推進に当たって配慮すべきこと	11
5 本戦略の位置付け	12
6 実行期間	13
7 推進体制	14
8 資料	15

1 策定の背景と趣旨

近年の急速なICT(情報通信技術)の進展は、私たちの生活に大きな変化をもたらし、身近な場面ではスマートフォンやタブレット^(※)の急速な普及により、誰もが時間や場所にとらわれることなく、様々なWebサービスや多くの情報を簡単に共有することが可能となり、あらゆる人々とのコミュニケーションが実現する世の中となりました。

わが国では、平成28年(2016年)1月に閣議決定された「科学技術基本計画」において提唱された「Society5.0」を背景に、デジタル社会に向けた電子行政の目指す方向性を示すものとして「デジタル・ガバメント推進方針」や「デジタル・ガバメント実行計画」が策定され、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直し、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための、"デジタル・ガバメント"の実現を目指しています。

そのような中、新型コロナウイルス感染拡大により、人やモノへの接触を回避することや「密」を回避することなど新しい生活様式や行動、働き方の変容が余儀なくされ、これらの変革に先進的なデジタル技術が必要不可欠となり、国や地方自治体の行政サービスの手続や業務、働き方などにおけるデジタル化の遅れが浮き彫りになりました。

こうした状況を受け、国においては「デジタル・ガバメント実行計画」を改訂し、新型コロナウイルス感染拡大で明らかとなった課題を踏まえ、これまで進めてきた取組を加速化とともに、デジタル社会の構築に向け自治体が重点的に取り組むべき事項などを「自治体 DX^(※)(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画」として取りまとめ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることとしています。

本市においても、こうした社会情勢や国の流れを踏まえ、先進的な技術を活用したデジタル化をあらゆる分野において推進し、"時代の変革に対応した持続可能なまち"を築き上げていかなければなりません。このデジタル化を軸として、市民や地域や事業者が行政の生みだす価値を享受できるようサービスのあり方に焦点を当て、市民本位で行政そのもののあり方を根底から見直す、いわゆる那須塩原市のDXを推進していくため「那須塩原市DX推進戦略」を策定するものです。

※タブレット…A4からB6ほどのサイズで、板状のタッチ式デジタル機器。

※DX…デジタルトランスフォーメーションの略。ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

2 目指すべき姿

あらゆる世代、あらゆる産業を対象とする行政サービスを通じて、社会全体にデジタル化によるメリットを誰一人取り残さない形で広くいきわたらせていくことにより、人々がデジタル化による新たな価値を享受し、安心で便利に活動できる持続可能な新しい那須塩原市を目指します。

市民

いつでもどこでも来庁せずに手続ができる



申請書等の記入が省略できる

最寄りの公共施設で手続ができる



市民

いつでもどこでも必要な情報を取得できる



スマートフォンを活用した情報の発信により仲間の輪を広げることができる



効率的に業務を遂行できる



どんな場所でも仕事ができる



業務効率化により、人的資源を行政サービスの向上に繋げられる

行政



AI^(*)や5G^(*)を活用した新たな産業を実現することができる



デジタルマーケティング^(*)を活用した魅力あるまちづくりができる

地域

※AI…人工知能。計算の概念とコンピュータを用いて知能を研究する計算機科学の一分野。言語の理解や推論、問題解決など、これまで人間にしか不可能だった知的行為を機械に代行させるためのアルゴリズムを指す。

※5G…第5世代移動通信システム。高速、大容量に加え、低遅延、多数接続の特徴を持つた 4Gに続く無線通信システム。

※デジタルマーケティング… Webサイト、SNS、メールなど、あらゆるデジタルテクノロジーを活用したマーケティング。

3 基本方針

本戦略では、市民、行政、地域社会の3つの視点で基本方針を定め、目指すべき姿の実現に向けた取組を推進していきます。

【基本方針1】市民サービスの利便性向上

- 行政手続のオンライン化による利便性の向上
- 窓口手続の簡素化による利便性の向上
- 行政機能の分散化による利便性の向上
- デジタルを活用した情報取得環境の充実

【基本方針2】行政の業務効率化と働き方改革

- デジタル技術を活用した業務の効率化
- 時間や場所にとらわれない働き方の改革
- デジタル技術の活用を軸とした行財政改革と人材活用

【基本方針3】地域社会におけるDXの促進

- 地域活動におけるDXの促進
- 産業活動におけるDXの促進
- デジタルマーケティングによる魅力発信と魅力あるまちづくり

3-1 【基本方針1】市民サービスの利便性向上

先進的なデジタル技術を活用することにより、いつでもどこでもサービスが受けられる環境を整備し、市民の利便性の向上を図るとともに、市役所からの様々な情報を素早く受けることができる環境を整備し、災害等から市民の安全と暮らしを守ります。

行政手続のオンライン化による利便性の向上

- ◆自宅や外出先から申請や届け出などの手続ができる環境を整備する。
 - ➡オンラインで手続ができるサービスの整備
 - ➡マイナポータル^(※)によるオンライン手続の拡充

行政機能の分散化による利便性の向上

- ◆市民サービスを身近なエリアで受けられる環境を整備する。
 - ➡分散型地域づくりの考え方に基づく行政窓口の分散化
 - ◆コンビニエンスストアなどで証明書等の交付を受けることができる環境を整備する。
 - ➡証明書自動発行機の設置場所の拡充

窓口手続の簡素化による利便性の向上

- ◆申請や届け出などにおける申請書等の記入が省略できる環境を整備する。
 - ➡窓口での手続を簡単・迅速化できるシステムの導入
 - ➡オンライン申請や相談ができるシステムの導入
 - ➡窓口で受付せずに証明書等の交付を受けることができる証明書自動発行機の導入
- ◆簡単に素早く公金の納入ができる環境を整備する。
 - ➡人と接することなく、様々な手段で公金の納入ができるシステムの導入

デジタルを活用した情報取得環境の充実

- ◆いつでもどこでも必要な情報を取得できる環境を整備する。
 - ➡見やすく使いやすいホームページシステムの導入
 - ➡ホームページやメール配信サービス、SNS^(※)による情報発信の充実
 - ➡市役所からの情報をデジタル機器で受けることができる環境の整備

※マイナポータル…政府が運営するオンラインサービス。行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりするサイト。

※SNS…ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録された利用者同士が交流できる Webサイトの会員制サービス。

【基本方針1】市民サービスの利便性向上の取組事例

窓口×デジタル

～窓口での手続を簡素化～

自宅でパソコンやスマートフォンを利用して必要事項を入力し、窓口でQRコード^(※)をかざすだけで申請ができるようになる。



～窓口に行くことなく証明書を交付～

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニなどに設置された証明書自動発行機で、窓口に行くことなく証明書の交付が受けられるようになる。



手続×デジタル

～行政手続のオンライン化～

自宅や外出先から、パソコンやスマートフォンを利用して、必要な手続が行えるようになる。



マイナンバーカードの活用



情報×デジタル

～LINEの活用～

"市公式LINE"や"みるメール"で、市役所からのお知らせ、防犯情報、命を守る情報をいつでも受信でき、またアンケートなど市民との双方向のコミュニケーションが行えるようになる。



～みるメールの活用～

～分散型地域づくりによる行政窓口の分散化～

市民サービスを身近なエリアで受けられる。



※QRコード…スマートフォンなどで、さまざま情報を素早く読み取るための技術。

3-2 【基本方針2】行政の業務効率化と働き方改革

先進的なデジタル技術を活用することにより、業務効率の向上を図るとともに、DXに対する職員の意識を高め、デジタル技術の活用を軸とした根本的な業務改革を全庁的に行い、生産性の向上と市民サービスの質の向上、さらには財政負担の軽減を図ります。

デジタル技術を活用した業務の効率化

- ◆先進的なデジタル技術を活用して業務を効率的に処理できる環境を整備する。
 - ➡先進的なデジタル技術が活用できるネットワーク・システム環境の構築
 - ➡国の政策に準じた施策の推進及びネットワーク・システム環境の構築
 - ➡業務効率の向上を図るためのシステム・アプリケーションなどの導入・構築

時間や場所にとらわれない働き方の実現

- ◆自宅や市の公共施設などで業務を行うことができるネットワーク・システム環境を整備する。
 - ➡自宅や市の公共施設など、庁舎以外の場所で業務を行うことができる環境の整備
 - ➡市庁舎のどの場所でも業務を行うことができる環境の整備

デジタル技術の活用を軸とした行財政改革及び人材活用

- ◆デジタル技術の活用を軸とした全庁的な行財政改革を実施する。
 - ➡業務プロセスの見直しの中でのデジタル技術の活用
 - ➡会議や決裁などの職場の文化・風土の改革の中でのデジタル技術の活用
 - ➡業務見直しの効果による職員の適正な配置と人材の有効活用
 - ➡業務見直しの効果による財政支出の削減
- ◆職員のデジタル技術への理解と知識を高め、デジタル技術を業務に取り入れ、活用できる人材を育成する。
 - ➡デジタル技術やDXへの理解と知識を高めるための研修などの実施
 - ➡デジタル技術に関する講義の受講、専門資格などの取得

【基本方針2】行政の業務効率化と働き方改革の取組事例

業務 × デジタル

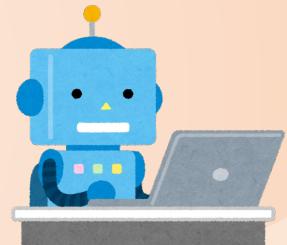
～DXに向けたネットワークの再構築・システムのクラウド化～

DXを推進していくに当たり、市役所の業務用ネットワークの再構築や各種システムのクラウド化（※）化を進める。



～デジタル化による業務の効率化～

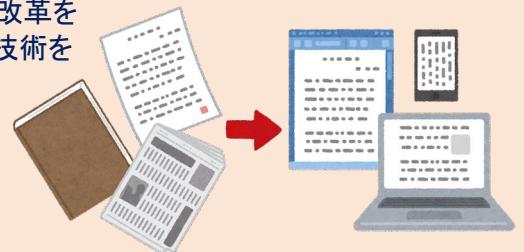
AIやRPA（※）を活用し、作業を自動化することにより、業務を効率化し、職員の有効活用やサービスの質の向上を図る。



改革 × デジタル

～業務プロセス・経費見直し～

単なるデジタル化ではなく、業務プロセスや経費の見直しなど、行財政改革を前提としてデジタル技術を活用する。



働き方 × デジタル

～自宅や公民館などの施設でも業務が可能～

インターネット環境があれば、自宅や公民館、また外出先でも、打ち合わせや会議をしたり、業務を継続することができる。



～庁舎内のどこでも仕事や会議が可能～

庁舎内のあらゆる場所で打合せをしたり、会議を開催したり、業務を継続することができる。



人材 × デジタル

～デジタル人材の育成～

自分の業務にデジタル技術を積極的に活用できるよう、職員に知識を習得させ、業務改善に役立つ人材を育てる。



※クラウド…クラウド・コンピューティングのこと。インターネットなどを経由してコンピュータやソフトウェアをサービスの形で利用すること。

※RPA…ロボティック・プロセス・オートメーションの略。ソフトウェアロボットによる業務プロセスの自動化のこと。

3-3 【基本方針3】地域社会におけるDXの促進

先進的なデジタル技術を活用した地域社会の DXを促進し、地域活動の活性化、産業活動における諸課題の解決や地域経済の衰退抑制を図ります。また、デジタルマーケティングにより本市の魅力を発信し、市民と共に魅力的なまちづくりを推進することで、本市に人が集まる仕組みを作り、地域全体の活力と賑わいを創出します。

地域活動におけるDXの促進

- ◆本市の地域活動におけるDXを促進する。
 - ➡防災・医療・福祉・環境・交通・子どもなどの分野におけるDXの促進
 - ➡地域の自治会やコミュニティなどにおけるDXの促進

産業活動におけるDXの促進

- ◆本市の産業活動におけるDXを促進する。
 - ➡農業・観光などの分野におけるDXの促進
 - ➡オープンデータ^(※)の活用による産業活動における諸課題の解決と活性化

デジタルマーケティングによる魅力発信と魅力あるまちづくり

- ◆デジタルマーケティングにより人が集まる仕組みを構築する。
 - ➡デジタル技術を活用した市の魅力の発信
 - ➡デジタル技術を活用した魅力的なまちづくりの推進

※オープンデータ…誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータ。

【基本方針3】地域社会におけるDXの促進の取組事例

気候変動×デジタル



～スマートライティング～

市内の道路灯のLED化にあわせ、環境センサーの設置やネットワーク化を行い、遠隔管理、太陽光発電量の予測精度向上、きめ細かい熱中症情報の配信等を実施する。

農業×デジタル

～農業用ドローンの活用～



農薬、肥料、除草剤散布など、農業に特化したドローンの活用により、人材不足や重労働などの課題の解決を図る。

教育×デジタル

～場所を選ばない教育～

学校のほか、自宅、公民館など、インターネット環境があればどこでも学ぶことができる。



防災×デジタル

～災害情報の収集・提供～

SNSを利用して市民等から災害等の情報の提供を受け、対応する。また、その情報や対応の進捗状況を地図上に表示し、市民や観光客等に情報提供する。



～ロータリーパーラーの導入～

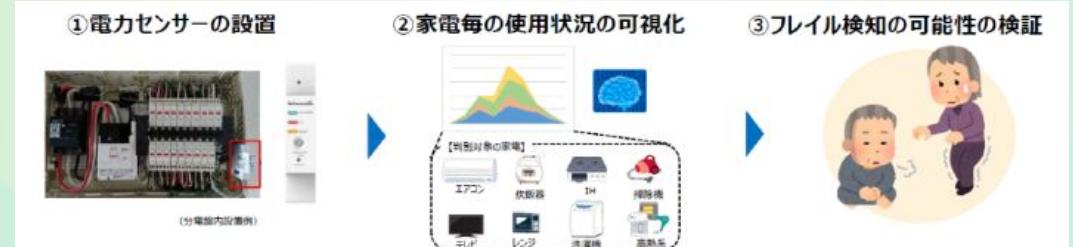
一定の速度で多くの牛を搾乳することができるロータリーパーラーの導入により、人件費と作業コストの削減を図る。



福祉×デジタル

～高齢者の見守り～

高齢者の健康の維持・増進のため、独居高齢者の宅内における各家電の使用データから高齢者の生活状況を分析し、フレイル^(※)の予兆を早期に発見するための実証試験を実施する。



※フレイル…加齢に伴い、心身の機能が低下した「健康」と「要介護」の中間の状態。

4 戦略の推進に当たって配慮すべきこと

国では、令和2年(2020年)12月に公表された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることとしています。

その一方で、スマートフォンなどの情報通信機器の利用などにおいて、特に年代による格差が拡大しているという現状があるなど、社会全体のデジタル化が急速に進むことにより、デジタル技術を利用できる人と利用できない人の間にデジタル格差(デジタルデバイド^(※))が大きく生じる可能性があると考えられます。

本市が戦略を推進していくに当たっては、これらのことと十分に踏まえ、年齢、障害、国籍、経済的などの理由にかかわらず、すべての市民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせることができるよう、デジタルデバイドの解消に配慮しつつ、この戦略を実行していきます。

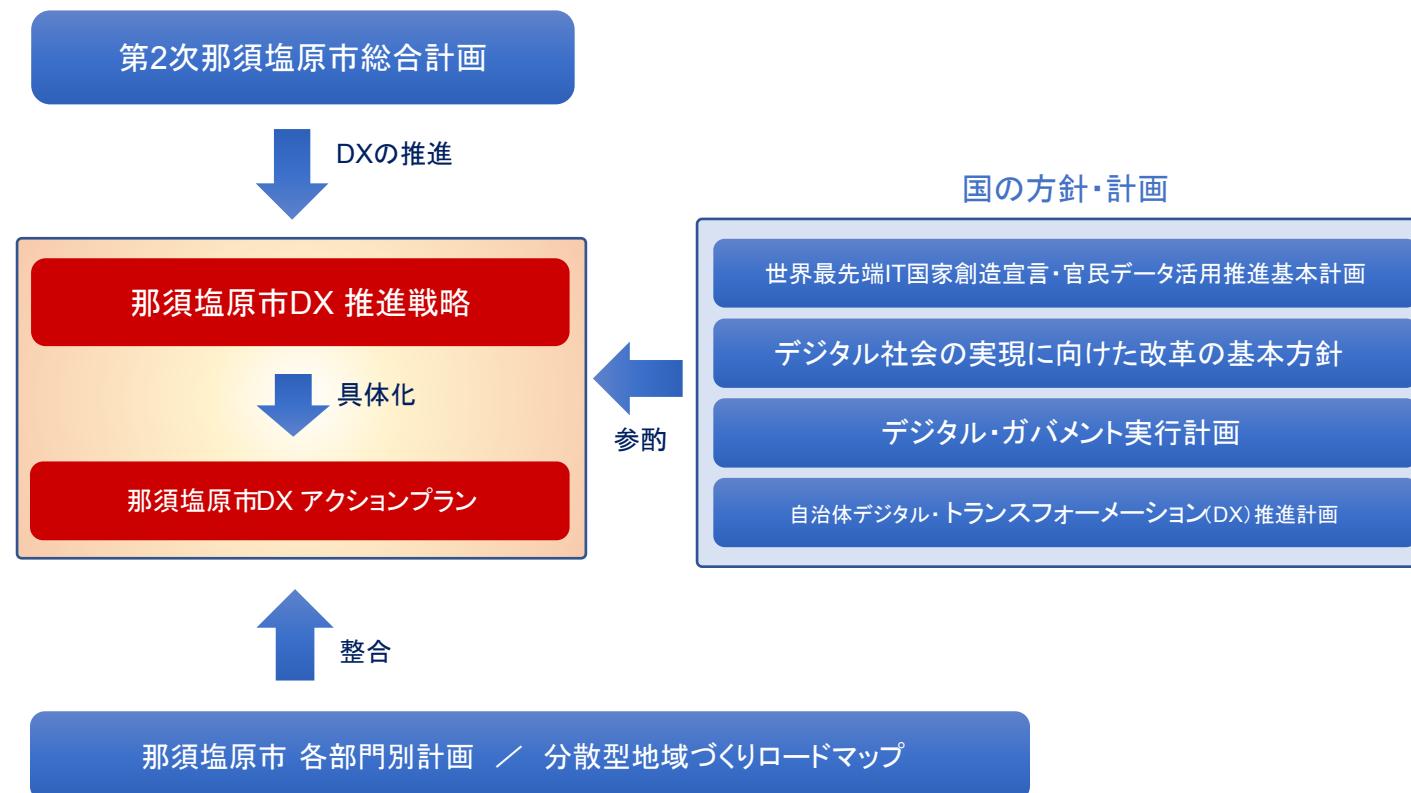
**誰一人取り残さない、
人に優しいデジタル化を。**

(c)デジタル庁

※デジタルデバイド…インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

5 本戦略の位置付け

本戦略は、「第2次那須塩原市総合計画」をデジタル化の側面から推進するための基本的な方向性を示すものとして位置付けます。戦略の実行に当たっては、国の法律及び計画・方針を参酌するとともに、本市の各部局が進める DXやデジタル化の取組が盛り込まれた各部門別計画や各種方針との整合を図ります。

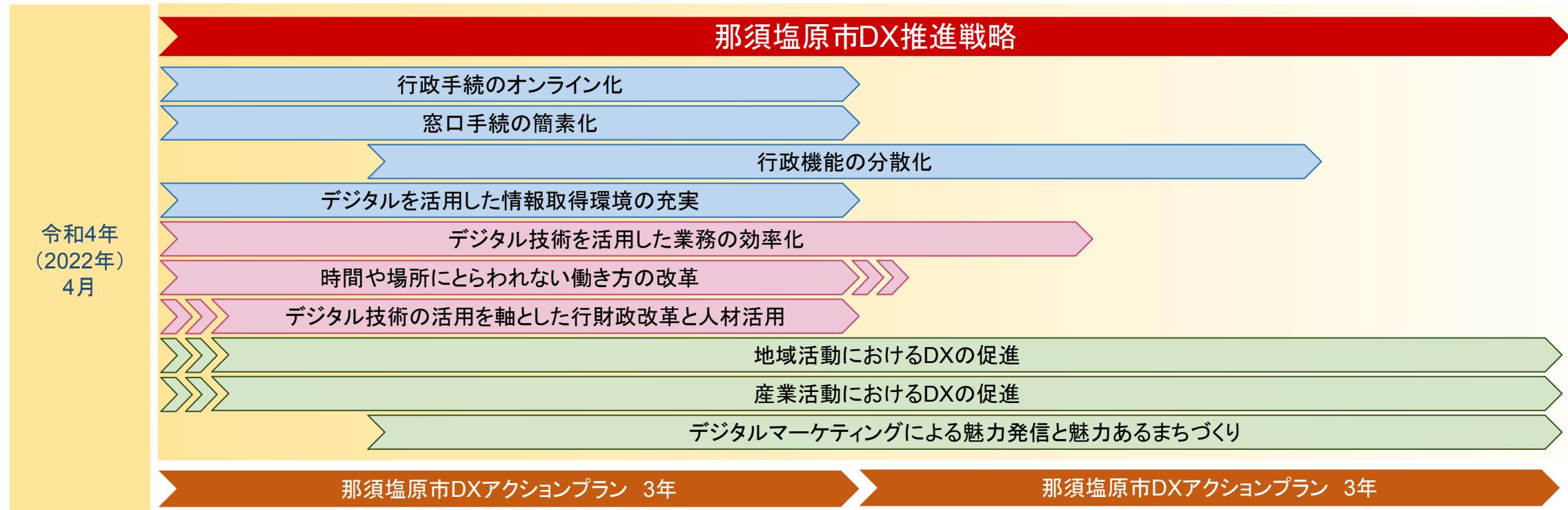


6 実行期間

本戦略は、令和4年(2022年)4月から実行するものとします。

なお、本戦略は、本市のDXの基本的な方向性を定め、その実現に向けた長期的かつ総合的な方針を定めるものであり、絶えず変化する社会情勢や技術革新の動向を踏まえ必要に応じて見直すものとします。

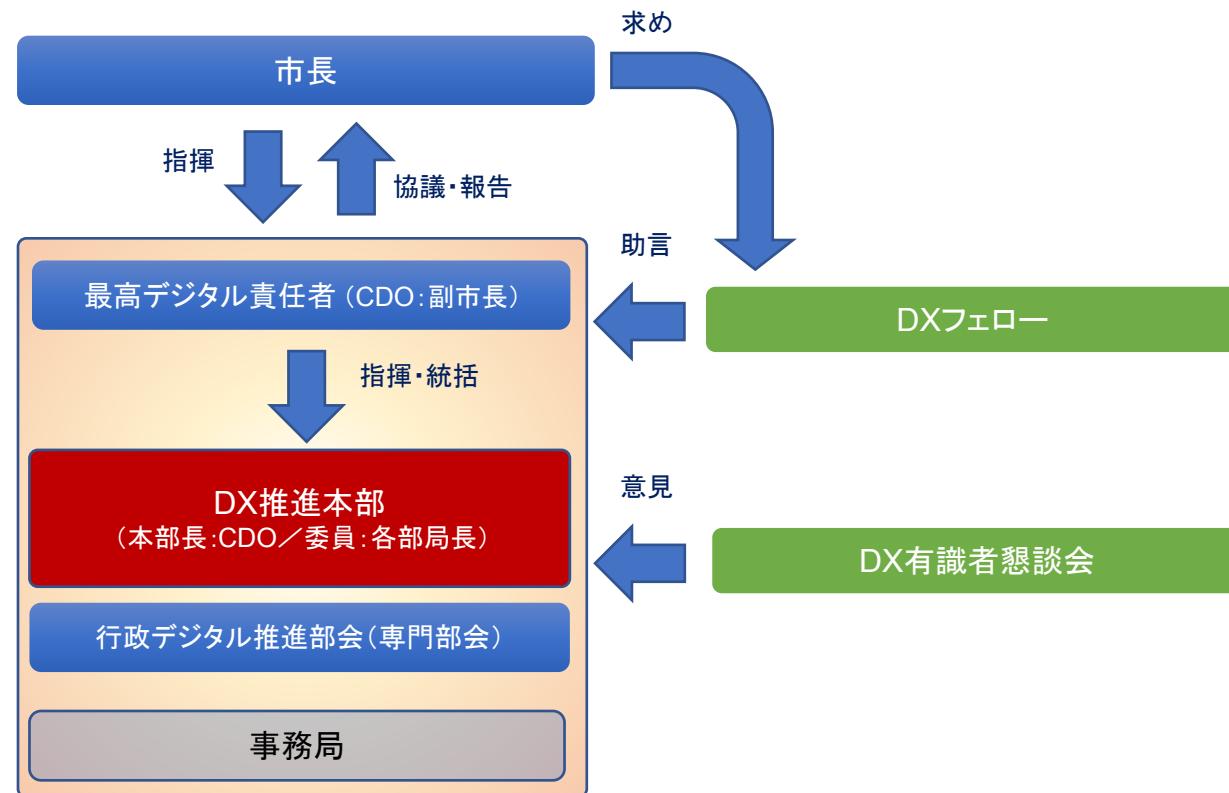
また、本戦略の基本方針に基づく取組を具体化するものとして、計画期間を 3年間のローリング方式^(※)とする「那須塩原市DXアクションプラン」を併せて策定し、取組内容の詳細、実施の手段、期限、予算などを明確に示し、効率的、効果的かつ迅速、確実な戦略の推進を目指します。



※ローリング方式…市などが策定した計画などにおいて、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する社会・経済情勢に弾力的に対応し、現実とのズレを最小限にする方式。

7 推進体制

本戦略は、市長の指揮のもと、那須塩原市 DX推進要綱に基づく「DX推進本部」及びその専門部会である「行政デジタル化推進部会を中心とし、必要に応じてDXフェローやDX有識者懇談会の助言及び意見を受け、重要事項の協議及び総合的な調整を図り推進するものとします。



8 資料

8-1 那須塩原市DX有識者懇談会委員

	氏 名	役 職
会長	岡田 陽介	株式会社 ABEJA 代表取締役CEO 那須塩原市DXフェロー
副会長	服部 寿明	株式会社 Deux Reves 代表取締役
委員	木下 勝雄	株式会社 ドコモビジネスソリューションズ 栃木支店長
	川島 芳昭	宇都宮大学共同教育学部 教授
	本間 紀史	株式会社 init6 ITコンサルタント・エンジニア

8-2 那須塩原市DXフェロー設置規則

(目的)

第1条 市が推進する持続可能なまちづくりのためのデジタルトランフォーメーションについて必要な助言を得るため、デジタルトランフォーメーションフェロー(以下「DXフェロー」という。)を設置する。

(職務)

第2条 DXフェローは、市長の求めに応じて、専門的な助言を行う。

(任命)

第3条 DXフェローは、ICT分野の専門知識を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 DXフェローの任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第5条 DXフェローの報酬は、那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年那須塩原市条例第44号)の規定により支給する。

2 DXフェローがその任務のため旅行したときは、別に条例の定めるところにより、その費用弁償として旅費を支給する。

(守秘義務)

第6条 DXフェローは、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(2) 職務上知り得た秘密を個人又は営利目的の取引における投資情報として利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 DXフェローに関する庶務は、企画部デジタル推進課において処理する。

8-3 那須塩原市DX有識者懇談会設置要綱

(設置)

第1条 市が実施するデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)の施策について、地方創生に着実かつ総合的な成果を上げるため、那須塩原市デジタルトランスフォーメーション有識者懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 市のDXの方針の策定に関する事項
- (2) 市のDXの施策の推進に関する事項
- (3) その他市のDXに関し必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の代表者若しくは当該代表者から推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を総理し、懇談会の代表となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画部デジタル推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

8-4 那須塩原市DX推進要綱

<p>(趣旨) 第1条 この訓令は、市民の利便性の向上及び市の業務の効率化を図るため、本市における情報化及びデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最高デジタル責任者) 第2条 本市におけるDXの推進を統括する最高責任者として、最高デジタル責任者(以下「CDO」という。)を置く。 2 CDOは、企画部に関する事務を所掌する副市長をもって充てる。 3 DXの推進に関しCDOを補佐する者として、CDO補佐官(以下「補佐官」という。)を置くことができる。 4 補佐官は、DXの推進に必要な高度の専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(推進本部) 第3条 市のDX推進に関する重要事項を協議し、総合的な調整を行うため、DX推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。 2 推進本部は、本部長、副本部長及び那須塩原市庁議等規則(平成17年那須塩原市規則第8号)第5条に定める者をもって組織する。 3 本部長は、CDOが兼ねるものとする。副本部長は、本部長が指名する。 4 本部長は、推進本部を統括し、会議の結果を市長へ報告する。 5 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。</p> <p>(推進本部の会議) 第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。 2 本部長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の者に会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、又はその意見を聞くことができる。</p> <p>(専門部会) 第5条 本部長は、特定の事項を調査、研究及び検討をさせるため、必要があると認めるときは、推進本部の下にDX推進専門部会(以下「専門部会」という。)を置くことができる。 2 専門部会の委員は、前項に規定する特定の事項について所管する課又は室から本部長が指名する。 3 本部長は、委員の中から部会長を指名する。</p>	<p>4 部会長は、専門部会を統括し、会議の結果を本部長へ報告する。 5 部会長は、必要があると認めたときは、学識経験者その他の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(連絡会) 第6条 DX及びデジタル化の推進に関し全庁的かつ横断的な推進体制の構築し、実務的な課題の調査及び研究を行うため、必要に応じて連絡会推進会議を置くことができる。 2 連絡会推進会議は、DX推進員により構成する。 3 連絡会推進会議に必要な事項は、本部長が定める。</p> <p>(DX推進員) 第7条 DX推進員は、課等の所属長が推薦した職員を本部長が任命する。 2 課等の所属長は、当該課等の所掌事務に応じて2人以上の職員をDX推進員に推薦することができる。 3 DX推進員は、前条第1項に規定する連絡会推進会議に係る事項のほか次に掲げる業務を担当する。 (1) 課等の業務のDX及びデジタル化に向けたデジタル推進課との連絡調整 (2) 課等が利用する電算機器、システム等の運用管理及び支援に関する窓口 (3) DXに係る情報の収集及び研修の受講</p> <p>(ワーキングチーム) 第8条 第6条第1項の課題に係る具体的な事項の調査及び研究を行うため、必要に応じてワーキングチームを置くことができる。 2 ワーキングチームは、DX推進員のうちから議事に応じて本部長が指名する。 3 ワーキングチームの会議は、必要に応じてデジタル推進課長が招集する。</p> <p>(庶務) 第9条 推進本部の庶務は、企画部デジタル推進課において処理する。</p> <p>(その他) 第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。</p> <p>附 則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p>
--	---



那須塩原市DX推進戦略

発行 那須塩原市

<http://www.city.nasushiobara.lg.jp>

編集 企画部 デジタル推進課

TEL : 0287-48-7852

E-mail : digital@city.nasushiobara.tochigi.jp

初版 Version 1.0 令和4年(2022年)3月